

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファソ	ブルキナファソ政府に対する贈 与に関する日本国政府とブルキ ナファソ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2021.2.27 ワガドウ グーで (同日)	日本側 加藤正明在ブルキ ナファソ大使 ブルキナファソ側 ア・バリー外務・協力大 臣	2021.4.8 121号
ブルキナファ ソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナファソ政府との間の交 換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	500,000 千円 -----	2021.7.21 ワガドウ グーで (同日)	日本側 加藤正明在ブルキ ナファソ大使 ブルキナファソ側 ア・バリー外務・協力大 臣	2021.8.11 268号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。